「インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示等」について

令和８年３月３１日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

今般制定された「インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示」及び「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示」については、それぞれ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第３条の５第４号の規定に基づき定めるインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額等及び、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第３２条第２項の規定に基づき定める納付金単価を定めるものであり、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第２号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

（参照条文）行政手続法（平成５年法律第８８号）　抄
（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一（略）
二　納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。
三～八　（略）